

「防火・避難基準適合防火対象物公表制度」の概要について

防火・避難基準適合防火対象物公表制度とは

不特定多数の人が利用する施設（防火対象物）で、防火上一定の基準に適合したものを公表し、施設を利用する人が安全情報を確認し、防火上の安全性を判断できることを目的とする制度です。

公表の対象となる防火対象物

表1にある建物で、1又は2に該当するもの

1 収容人員が300人以上の建物

2 収容人員が30人以上（社会福祉施設の場合は10人以上）の建物で(1)(2)の両方に該当する建物

(1) 地階又は3階以上を表1の用途で使用しているもの
 (2) 階段が1つのもの

【表1】

項別	用途
1項	劇場・映画館・集会場等
2項	キャバレー・遊技場・性風俗関連特殊営業を営む店舗・カラオケボックス等
3項	料理店・飲食店等
4項	百貨店・その他の物品販売業等
5項イ	ホテル・旅館等 (※収容人員等に関わらず全ての建物が対象)
6項	病院・老人福祉施設・老人デイサービスセンター・保育所・幼稚園・特別支援学校等
9項イ	公衆浴場等
16項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる施設（防火対象物）の用途に供されているもの

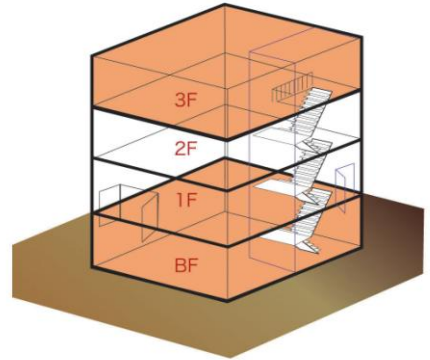


表1の用途で使用しているもの

検査を行う項目

■消防関係法令
 消防法・火災予防条例等に定めてある火災予防上必要な防火管理・設備等の維持管理状況について検査します。

■建築基準法令3項目
 建築構造・防火区画・階段について、建築基準法に適合しているか検査します。

公表の方法

■福山地区消防組合・福山市・府中市及び神石高原町のホームページに掲載します。
 ■電話、ファクシミリ等によるお問い合わせに対して、ホームページの情報を回答します。

公表する情報についての留意事項

■公表している施設は、所有者等から同意を得た場合のみ公表しています。公表されていない施設は消防関係法令及び建築基準法令違反が有ることを示すものではありません。
 ■公表されている情報は、ホームページ更新日の情報であり、リアルタイムでお知らせするものではありません。
 ■公表基準等の詳細については、福山地区消防組合ホームページ上に掲載している要綱を御覧ください。

法令に適合している対象物を公表

